

年 月 日

申告書（その1）

菊池市長 江頭 実 様

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集・運搬業の許可申請にあたり、私（申請人が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）は、法第7条第5項第4号（欠格要件）の規定に該当しないことを申告します。

万一、該当していた場合には、一般廃棄物収集運搬業許可申請の不許可または一般廃棄物収集運搬業許可の取り消し等、いかなる処分にも応じます。

記

番号	役職名	生年月日	本籍地
	氏 名		住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			

※申請者、法定代理人の他、すべての役員等について記載すること。(法人が株主又は出資者となっている場合には記載不要)

年 月 日

申告書（その2）

菊池市長 江頭 実 様

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

私は、一般廃棄物処理業を行うにあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、同法施行令及び施行規則並びに「菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例」、同条例施行規則及びその他関係法令等を遵守することはもちろんのこと、下記事項についても信義に従い誠実に履行いたします。

万一、不履行の場合には、一般廃棄物処理業の停止または取り消し等、いかなる処分にも応じます。

記

1 収集運搬・処分に関する事項

- 1) 菊池市（以下「市」という。）が定める一般廃棄物処理実施計画に基づき、取り扱う一般廃棄物については、常に生活環境保全上の支障（騒音・振動・悪臭など）が生じないうちに処理いたします。
- 2) 一般廃棄物の収集運搬にあつては、市から許可された車両を使用するとともに、許可を受けた廃棄物の種類及び区域以外の収集運搬は行いません。
- 3) 収集運搬又は処分した一般廃棄物の処理帳簿を整理し、毎月の処理実績を翌月 10 日までに市へ報告します。（10 日が閉庁日の場合は翌開庁日とする）
- 4) 排出事業者とトラブルが生じた場合は、自ら誠意を持って解決します。
- 5) 収集運搬の際は、交通法規を厳守するとともに、指定された道路を通行し、車の割り込み運転・幅寄せ・あおり運転・車両後部テールゲートを開口したままの走行など、迷惑となる行為は行いません。

2 処理施設搬入に関する事項（令和 5 年 4 月 1 日から菊池環境保全組合は菊池広域連合に統合されます）

- 1) 菊池広域連合の廃棄物処理施設（以下「連合施設」という。）への搬入にあつては、市から許可された作業区域内で発生した一般廃棄物に限るものとし、他自治体区域等で発生した廃棄物と混載しません。
- 2) 連合施設への搬入にあつては、産業廃棄物が混入することがないように、排出事業者と協力して必要な対策を講じるとともに、弊社従業員に対する教育指導を適切に実施します。
- 3) 一般廃棄物のうち、「燃やすごみ（生ごみ、木くず等）」は菊池環境工場クリーンの森合志へ、「資源物（古紙類・布類等）」及び「不燃物（家庭から出される臨時家庭ごみに限る）」は環境美化センターへ搬入します。（市又は菊池広域連合が別に指示する場合を除く）
- 4) 菊池広域連合または市職員の指示に従って搬入するとともに、暴言・暴力・他の利用者の迷惑となる行為は行いません。
- 5) 菊池広域連合または市が行う搬入物検査（展開検査）について、正当な理由なく拒否せず、誠意をもって対応します。また、搬入物検査（展開検査）によって不適物と判断されたものは、持ち帰って適正に処理するとともに、改善指導（行政指導）を受けた事項には速やかに対応します。

年 月 日

承諾書

菊池市長 江頭 実 様

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

私は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業許可の審査に必要な範囲で、同条第5項第4号イから二及びチ並びに「菊池市が行う契約及び行政手続等における暴力団等の排除に関する合意書」に関する事務取扱要領で規定する排除措置の対象となる法人等に該当しないことに関して、申請者、法第7条第5項第4号リに規定する法定代理人、同号又に規定する役員及び使用人並びに同号ルに規定する使用人について、菊池市長が関係市区町村、関係地方検察庁及び熊本県警察へ照会をすることを承諾いたします。

また、私（法人その他の団体を含む。）に市税の滞納がないことを確認するため、菊池市長が関係市区町村に照会すること又は菊池市税務担当課長が税務担当課に照会することを承諾します。

万一、該当していた場合には、一般廃棄物収集運搬業許可申請の不許可または一般廃棄物収集運搬業許可の取り消し等、いかなる処分にも応じます。

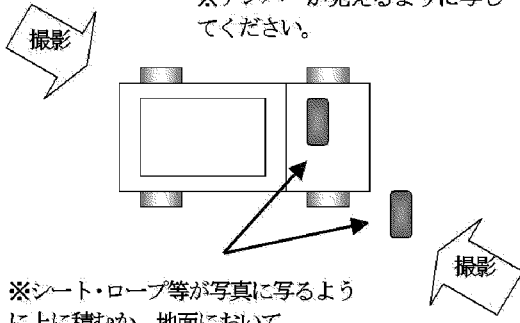
役員一覧表（法人のみ）

番号	新規又は更新	役職名	氏名	住所
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

収集・運搬車明細書

No.	新規又は更新	種 類	車両番号	積載量	ごみ又はし尿
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

車両の写真

車両番号	
<p>(ななめ前方)</p> <p>※ななめ前方とななめ後方から、 1枚ずつ写してください。 ※ナンバーが見えるように写し てください。</p>  <p>※シート・ロープ等が写真に写るよう に上に積むか、地面において。</p>	

<p>(ななめ後方)</p>	
------------------	--

作業人員明細書

No.	新規 又は 更新	氏 名	生年月日	住 所	ごみ又はし尿
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

現在契約（収集）している事業所一覧

番号	事業所名（会社名）	住所（収集所在地）	地区名	業種
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

※記入欄が不足する場合は様式をコピーして作成すること。（番号は連番で作成すること）

地区名リスト	業種リスト
菊池地区	建設業（電気・水道・造園業、工務店、現場事務所など）
七城地区	飲食業（飲食店・スナック、パン・ケーキ屋、テイクアウト店など）
旭志地区	食料品製造業（パン・弁当製造、加工肉製品・飲料製造など）
泗水地区	製造業（機械部品・化学薬品等の製造、衣類製造など）
	ホテル・旅館業（社員寮、学生寮を含む）
	運送業（貨物輸送、バス、タクシーなど）
	小売業（スーパー、コンビニ、ドラッグストア、花屋、薬局など）
	その他小売業（GSストア、携帯ショップ、文房具・雑貨店など）
	自動車等販売・整備業、建設重機レンタル業
	理容・美容業、クリーニング業（コインランドリー含む）
	金融・保険・不動産業（保険代理店、銀行、不動産屋など）
	サービス業・遊技業（ゴルフ場、パチンコ店、清掃業、葬祭業など）
	官公庁（国・県・市庁舎、道の駅などを含む）
	団体機関（JA、郵便局、商工会、社協、シルバー人材など）
	医療機関（病院、歯科医院、介護事業所、動物病院など）
	保育園・幼稚園、学校（小・中・高）、自動車学校
	廃棄物処理業
	その他企業の営業所・事務所
	その他 ※直接記入 ()